

生活に困っていませんか？悩んでいませんか？  
私達は、あなたを応援します。



# しゃかいほけんせいど 社会保険制度のご案内

しゃかいふく しほうじんしずおかけんしゃかいふくしきょうぎかい  
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会



生活せいかつをしていると、予想よそうしていなかった様々さまざまなことが起こります。

病気びょうき、ケガけが、失業しつぎょう・・・

これらのことは、誰だれにでも起こる「リスク」です。

そして、ひとたび、この「リスク」が起こると、生活せいかつが大きく変わおおって  
しまうことがあります。

こうした「リスク」に備そなえて、日本にほんでは様々さまざまな社会保険制度しゃかいほけんせいどが充じゅうじつ実して  
おり、国民同土こくみんどうしが支ささえあって成り立なっています。

社会保険制度しゃかいほけんせいどは、保険料ほけんりょうなどを納おさめていれば、誰だれでも利用りようできますが、  
利用りようするための様々さまざまな条件じょうけんあり、制度せいどごとに異ことなります。

本冊子ほんさっしは、「ときどういう時に」「せいどどのような制度が」「りようどうやって」利用でき  
るか、紹しょうかい介しています。

まずは、この冊子さっしで「様々さまざまな制度があること」、「どこに問とい合わせをし  
たらいいか」を知しっておきましょう。

制度せいどを「知しる」ことで、「リスク」を軽減けいげんしていきましょう。



# も くじ 目 次

## こんなことで<sup>こま</sup>困っていませんか？

いりょうひ こうがく しはら  
医療費が高額で支払いがツライ…

1<sup>ハ</sup>-ジ

びょうき かいしゃ やす  
病気やケガで会社を休んでしまった…

3<sup>ハ</sup>-ジ

しごとちゅう  
仕事中にケガをしてしまった…

5<sup>ハ</sup>-ジ

びょうき しごと つづ  
病気やケガで仕事が続けられない…

7<sup>ハ</sup>-ジ

しごと や な しゅうにゅう  
仕事を辞めて（無くなって）収入がない…

9<sup>ハ</sup>-ジ

しごと や とき てつづき ひつよう  
仕事を辞めた時、どんな手続きが必要？…

11<sup>ハ</sup>-ジ

## こま 困った時の<sup>とき</sup>制度<sup>せいど</sup>（<sup>しゃかいほけん</sup>社会保険）の<sup>しょうかい</sup>紹介

しゃかいほけん  
社会保険とは・・・

13<sup>ハ</sup>-ジ

けんこうほけんせいどいちらん  
健康保険制度一覧…

14<sup>ハ</sup>-ジ

ねんきんほけんせいどいちらん  
年金保険制度一覧…

15<sup>ハ</sup>-ジ

こようほけんせいどいちらん  
雇用保険制度一覧…

17<sup>ハ</sup>-ジ

ろうさいほけんせいどいちらん  
労災保険制度一覧…

20<sup>ハ</sup>-ジ

ほか せいど  
その他の制度・・・

21<sup>ハ</sup>-ジ

きゅうしょくしゃしえんせいど さいていちんぎんほう ちんぎんしはらかくほほう かいごほけんせいど  
（求職者支援制度、最低賃金法、賃金支払確保法、介護保険制度）

# いりょうひ こうがく しはら 医療費が高額で支払いがツライ

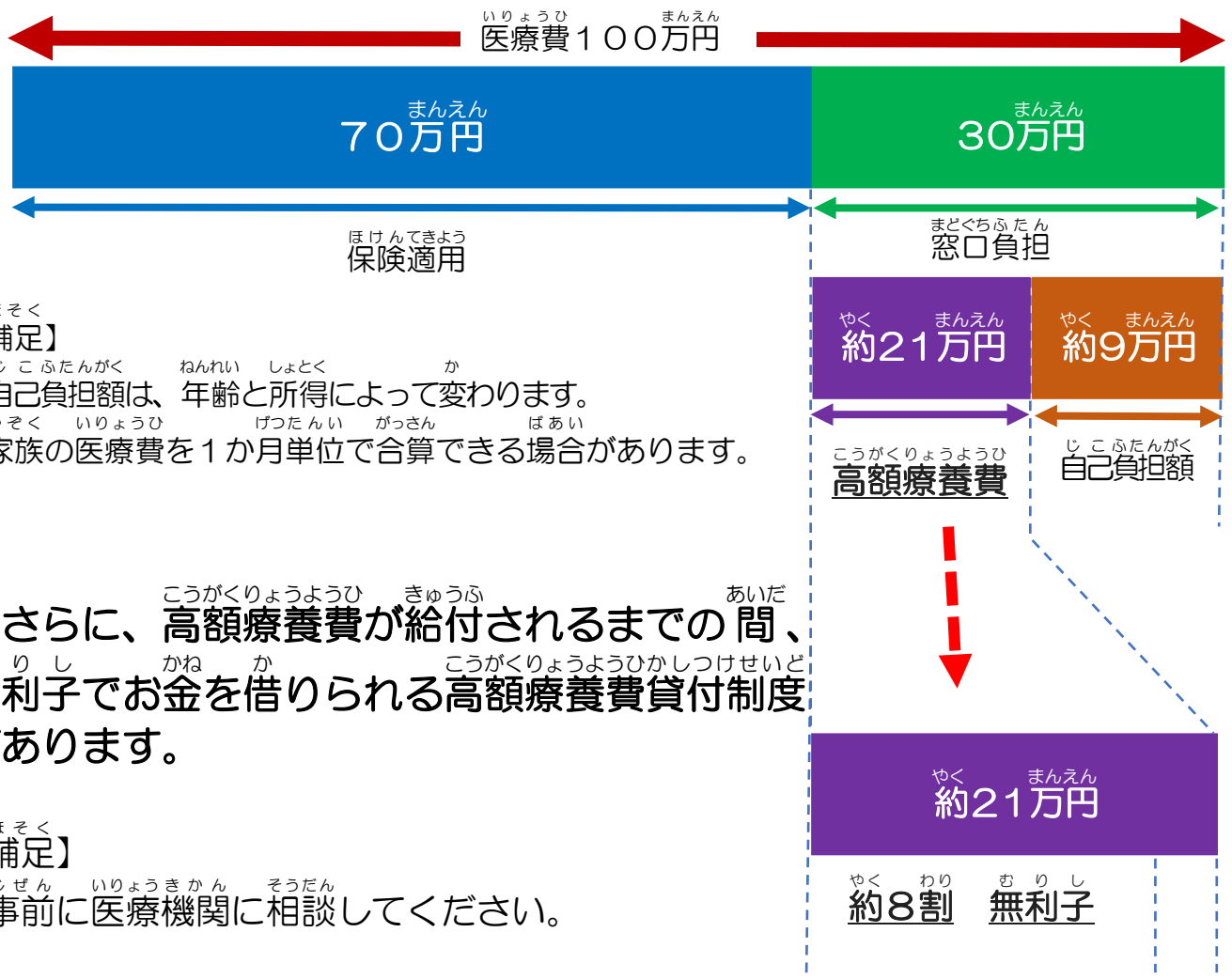
## どうしたの？

おお しゅじゅつ う ぶ じ お しゅうにゅう すく  
大きな手術を受けて無事終わったが、収入が少ないので、その手術費や入院費などが高額で、毎月の支払いが生活を圧迫してしまっている・・・

## こんな時、どんな制度が使える？

★高額な医療費を一度に支払ったとき、医療費の一部が戻ってくる高額療養費制度が利用できます。

【例えば…】



### 【補足】

- 自己負担額は、年齢と所得によって変わります。
- 家族の医療費を1か月単位で合算できる場合があります。

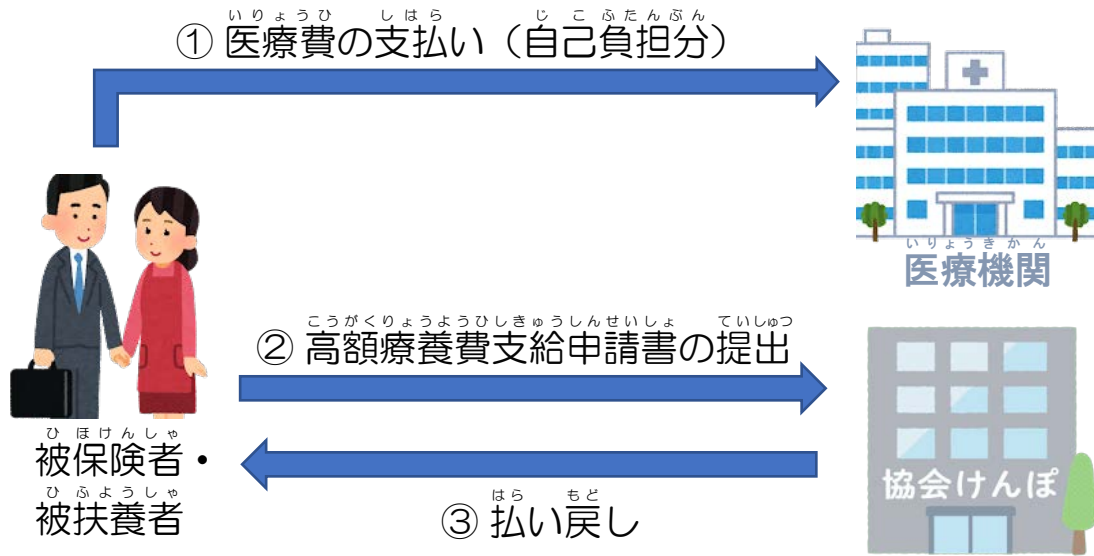
★さらに、高額療養費が給付されるまでの間、無利子でお金を借りられる高額療養費貸付制度があります。

### 【補足】

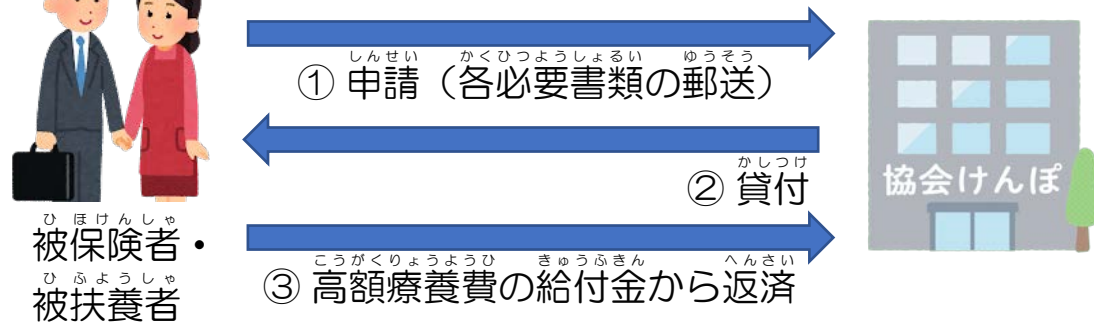
- 事前に医療機関に相談してください。

# つか どうすれば使える？

## 【高額療養費制度】



## 【高額療養費貸付制度】



**ここに気をつけよう！**

- 健康保険料をしっかりと払っていないと使えません！
  - 申請には領収書が必要です。
  - 入院時の食事代や差額ベッド代など対象とならない医療費もあります！
  - 同一の保険者で4回目以降の申請は、負担上限額が低くなる制度があります。
- ★手術や治療を受ける前に「限度額適用認定証」を受けると、窓口での支払いが必要最小限で抑えられます！

くわ  
詳しくは  
こちらへ

- 協会けんぽ：保険証に記載の協会けんぽ支部
- 組合健保：保険証に記載の保険組合
- 国民健康保険：役所の健康保険取扱い窓口

# びょうき かいしゃ やす 病気やケガで会社を休んでしまった

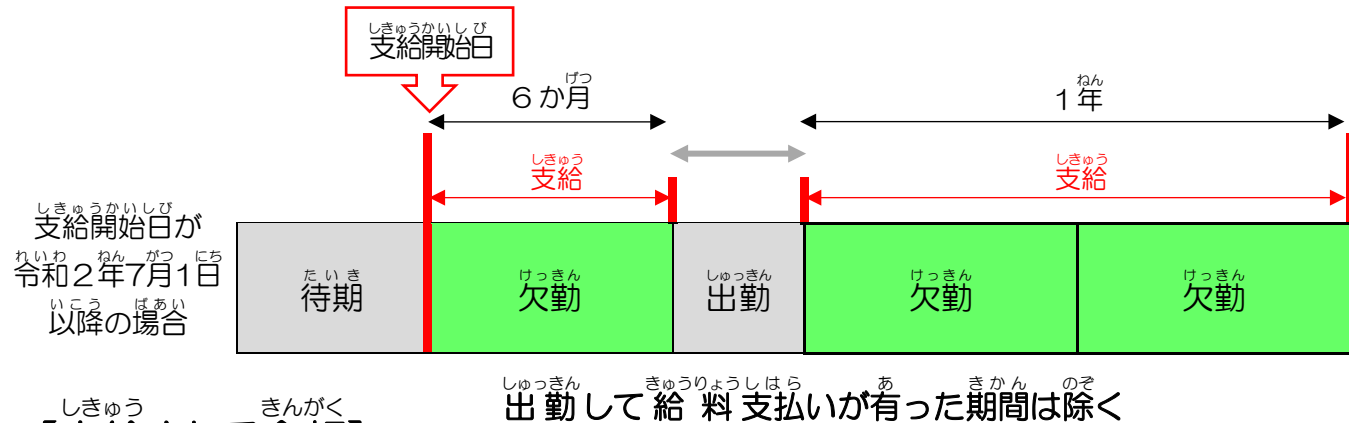
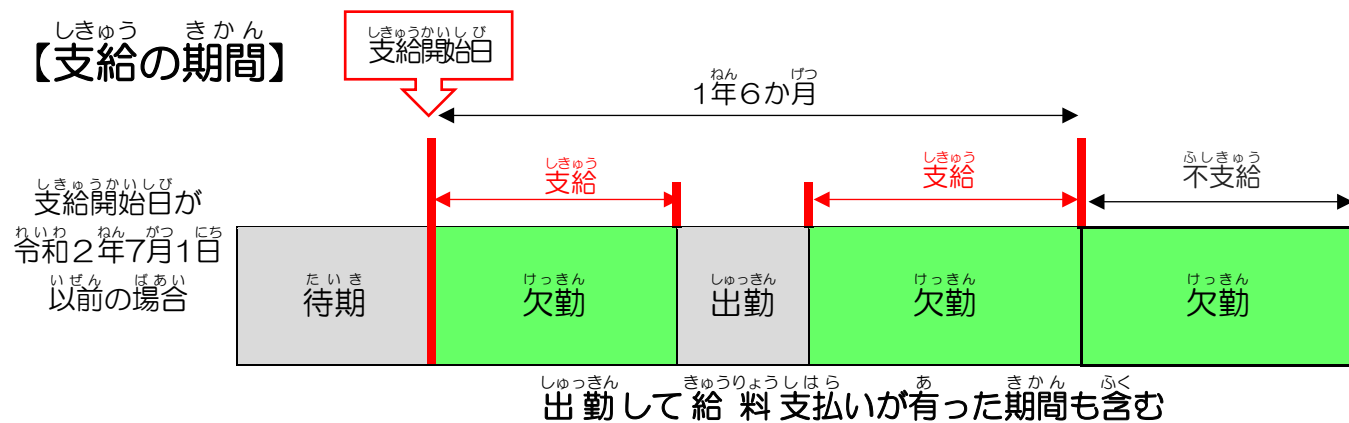
どうしたの？

たいちょう くす びょういん い しごと やす  
体調を崩して病院に行ったら、しばらく仕事を休  
むようと医師に言われた。その間、欠勤扱いとなり、給料も出  
なかつたため、生活が苦しい。

## こんな時、どんな制度が使える？

★びょうき しごと きゅうりょう  
★病気やケガで仕事ができず、お給料がもらえない時の生活保障と  
して、けんこうほけんせいど しょうびょうてあてきん う  
健康保険制度の傷病手当金を受けられます。

### 【支給の期間】



### 【支給される金額】

1日あたりの支給額はそれまでもらっていた月給の2/3程度です。

#### 計算式

支給開始日以前の継続した12月間の各月の標準月額を平均した額  
 $\div 30 \text{日} \times 2/3$

## つか どうすれば使える？

ひつようしよるい じゆんび  
必要書類を準備します。

しよるい ほんにんよう かいしゃよう びょういん しゆるい  
書類は、本人用、会社用、病院用の3種類あります。



① 会社や協会けんぽなどに連絡します

② 申請書類を受け取ります



③ 病院で医師に書類の記載をお願いします

④ 医師に記入してもらった書類を受け取ります



⑤ 必要な書類を揃えて出します

⑥ 手当を受け取ります

JOB



つぎ じょうけん み しごと やす ひ かめ しきゅう  
★次の条件を満たし、仕事を休んだ日の4日目から支給されます。

- りょうようちゆう
- ① 療養中であること
  - ② 仕事に就くことができないこと
  - ③ 仕事を休んだ日が3日間継続してあること（待機期間）
  - ④ 給料の支払いがないこと

ここに気をつけよう！

- 健康保険に加入している本人のみが対象です。
- 自営業や無職により国民健康保険に加入されている方や被扶養者は対象外です。
- 給与の支払いがあっても傷病手当金より少ないときは差額が支給されます。
- 一定の条件を満たす場合、退職後も引続き受給できる場合があります。

くわ  
詳しくはこちらへ

きょうかい ほけんしょう きさい きょうかい しぶ  
協会けんぽ：保険証に記載の協会けんぽ支部  
くみあいけんぽ ほけんしょう きさい ほけんくみあい  
組合健保：保険証に記載の保険組合

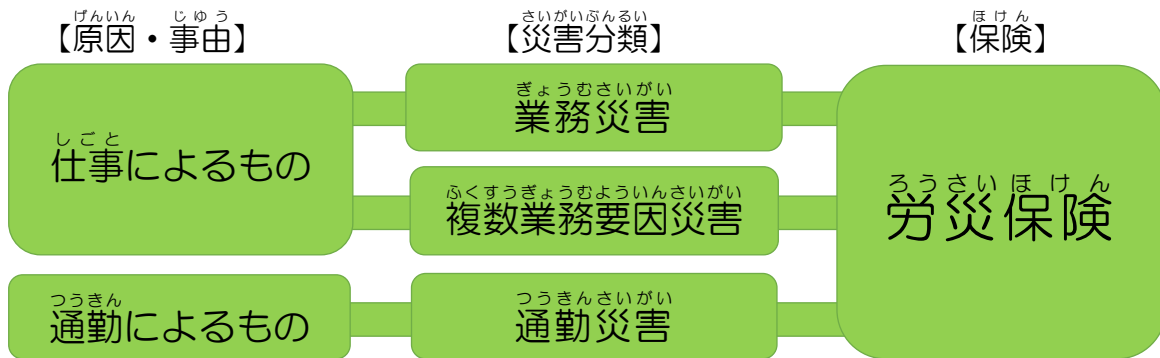
# しごとちゅう 仕事中にケガをしてしまった

どうしたの？

しごとちゅう ころ あし こっせつ  
仕事中に転んでしまい、足を骨折してしまいました。  
ちりょう ちょうき にゅういん かいしゃ やす  
治療のため、長期で入院することになり、会社を休んでしまい  
ぎゅうりょう  
給料をもらえなかった。

## とき せいど つか こんな時、どんな制度が使える？

ぎょうむじょう しごとちゅう つうきんちゅう びょうき ほしょう  
★業務上（仕事中、通勤中）にケガや病気をしたときに保障をして  
くれる制度として、ろうさいほけん りょう  
労災保険が利用できます。



### たいしやうきかん 【対象期間】

- 事故が起きた日
- 疾病の発生が確定した日

だい 4 日 目

りょうよう きゅうふ しんさつ しゅじゅつ くすりだい ふたん ちりょう う  
療養の給付（診察、手術、薬代などの負担がなく治療が受けられます）

たいききかん きゅうぎょう かかん  
待機期間（休業3日間）

きゅうぎょうほしょうきゅうふとう  
休業補償給付等

ぎょうむさいがい ばあい じぎょうぬし きゅうぎょうほしょう  
業務災害の場合、事業主が休業補償  
へいぎんちんざん いじょう  
（平均賃金の60%以上）

きゅうぎょう ほしょう きゅうふ ばあい きゅうふきそにちがく  
休業（補償）給付の場合、給付基礎日額の60%  
そうとうがく きゅうふきそにちがく そうとうがく  
相当額+給付基礎日額の20%相当額

### ほそく 【補足】

- 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者のこと）の二以上の事業の業務を要因とする傷病等のことです。
- 障害が残った場合や死亡した場合も給付があります。



# つか どうすれば使える？

りょうようきゅうふ ばあい  
【療養給付の場合】

ひさいろうどうしゃ  
被災労働者



せいきゅうしょ しょうめい  
②請求書に証明



① 診察を受ける



していびょういんとう  
指定病院等

③ 療養の給付請求書



せいきゅうしょ  
④請求書

せいきゅうしょ  
⑤請求書

とどうふけんろうどうきよく  
都道府県労働局



⑥支払い

こうせいろうどうほんしょう  
厚生労働本省

ここに気を付けよう！

- 指定病院とは、労災保険法の療養の給付を行うものとして  
都道府県労働局長が指定する病院または診療所のことをいいます。
- 健康保険証は使えません。
- 指定病院以外で受診する場合は、一度医療費を全額負担して、後から会社経由  
で労働基準監督署に請求します。
- 通勤途中の事故も労災保険で補償される場合があります。

くわ  
詳しくはこちらへ

かいしゃ かんかつ ろうどうきじゅんかんたくしよ  
会社の管轄の労働基準監督署

# びょうき 病気やケガをして仕事が続けられない

どうしたの？

びょういん じゆしん 病院を受診したら、うつ病と診断された。悪化しないために仕事を辞めたけど、収入がなくなってしまって、どのように生活していいか困っている。

## こんな時、どんな制度が使える？

★病気やケガが原因で、日常生活や仕事に支障が出ている人に対して、その障がいの程度によって障害年金が支給されます。

ねんきんがく 【年金額】 (令和4年4月1日時点)

|           |          | 障害の程度                       |                          |                          |
|-----------|----------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
|           |          | 重い                          | 軽い                       | 軽い                       |
| 厚生年金 (2階) | 1級       | 障害厚生年金(1級)<br>報酬比例の年金額×1.25 | 障害厚生年金(2級)<br>報酬比例の年金額※1 | 障害厚生年金(2級)<br>報酬比例の年金額※2 |
|           | 配偶者の加給年金 | はいくうしゃ かきゆうねんきん             | はいくうしゃ かきゆうねんきん          |                          |
| 国民年金 (1階) | 1級       | 障害基礎年金(1級)<br>972,250円      | 障害基礎年金(2級)<br>777,800円   |                          |
|           | 子の加算     | こ かさん                       | こ かさん                    |                          |

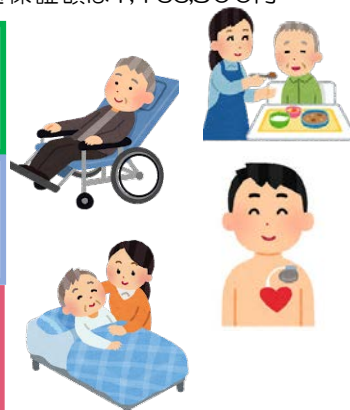
※1 厚生年金に加入して働いた期間、給与額、賞与額によって異なります。  
 ※2 障害厚生年金3級の最低保証額 583,400円  
 ※3 (報酬比例額の年金額×2)を一時金として支給します。  
 最低保証額は1,166,800円

### 【等級の違い】

1級 他人の介助がなければ日常生活がほとんどできない、活動範囲がベッド周辺に限られるなど

2級 他人の助けを必要としなくても日常生活が極めて困難で、労働による収入は得られないなど

3級 日常生活への支障は少ないが、労働については制限があるなど ※国民年金に3級はありません。



### 【請求条件】

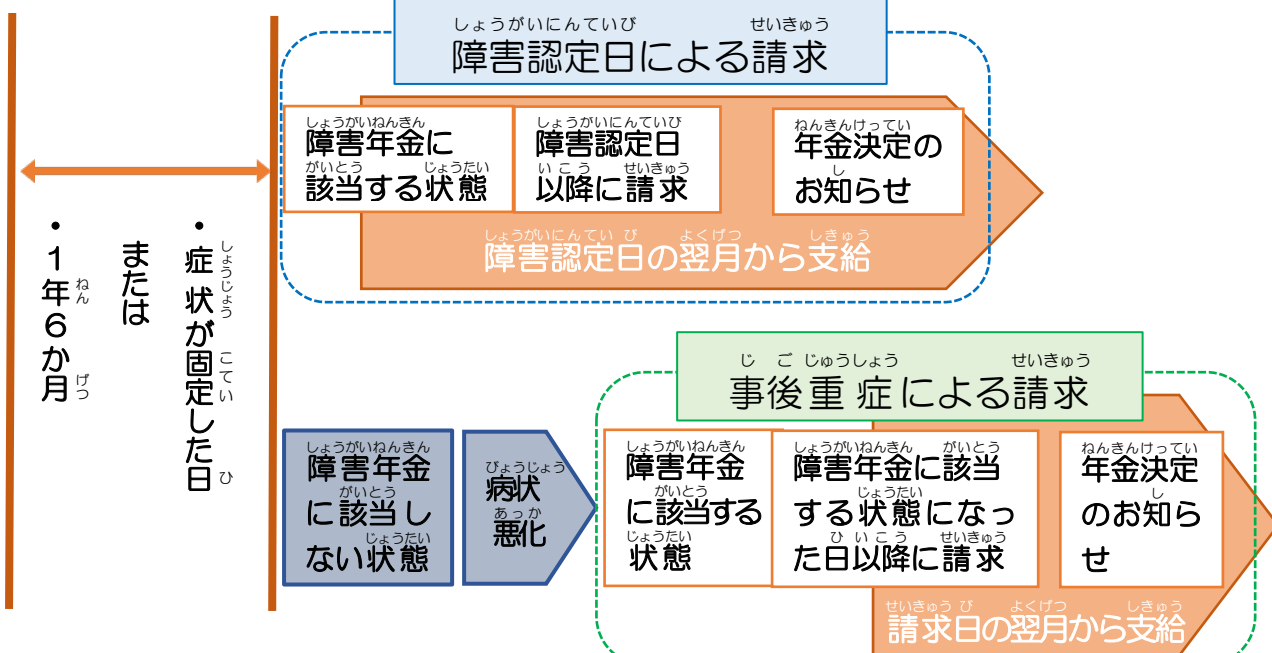
- 国民年金、厚生年金に加入していること
- 障害等級に該当していること
- 一定の保険料を納めていることなどの条件があります。

# つか どうすれば使える？

初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日  
 障害認定日：障害の状態を定める日のこと

初診日

障害認定日



## てつづ 【手続きの流れ】



**ここに気をつけよう！**

- 初診日の特定が重要なので、先に年金事務所に相談に行くことをお勧めします。
- 日頃の受診の時に、医師に自分の症状や日常生活や就労の困りごとを伝えていることが大切です。
- 初診日が20歳前の場合は、保険料納付は問われません。
- 障害者手帳がなくても請求できます。
- 年金は、5年前まで遡って支給されますが、5年より前の方は、時効によりもらえません。

くわ  
詳しくはこちらへ

ちか  
お近くの年金事務所、年金相談センター

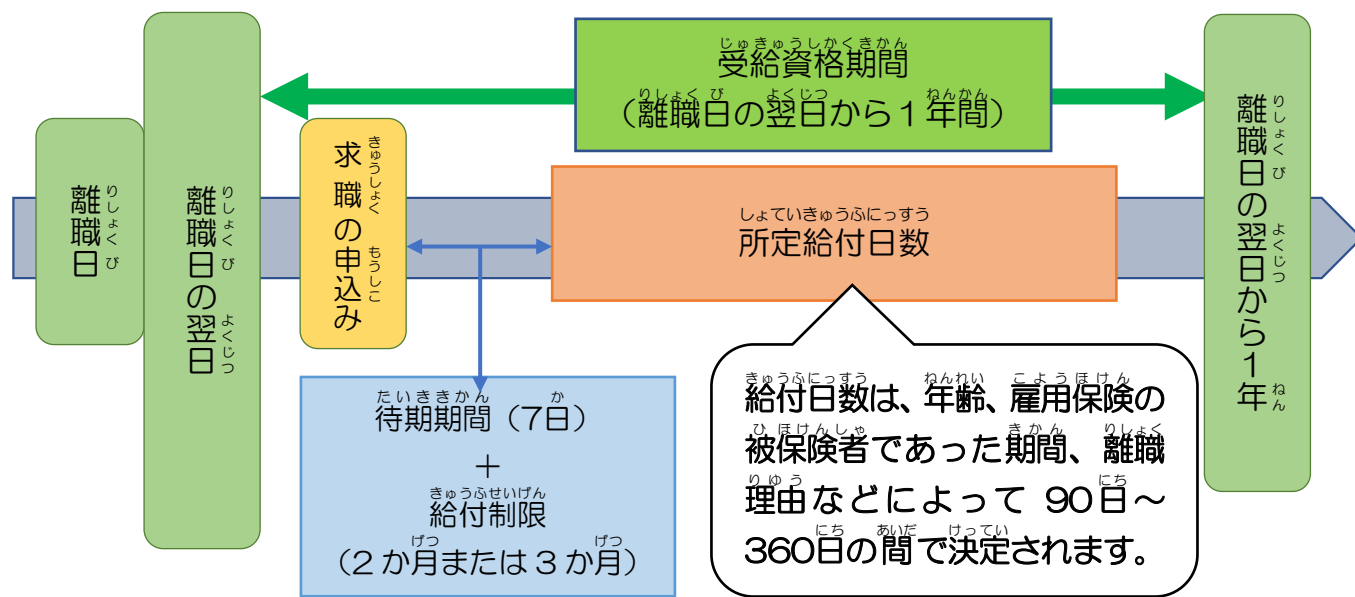
# 仕事を辞めて(無くなって)収入がない

どうしたの？

(自己都合、契約期間満了、解雇、定年退職などの理由により) 会社を辞めてしまったので、収入が無くなり、生活できるか不安・・・

## こんな時、どんな制度が使える？

★失業中の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職できるように、求職活動を行いながら失業中の生活費の支給が受けられます。



### 【日額】

#### ◇およその計算式

$$\frac{\text{退職以前6か月の賃金の合計}}{180} \times \text{給付率} = \text{基本手当日額}$$

(50～80%)

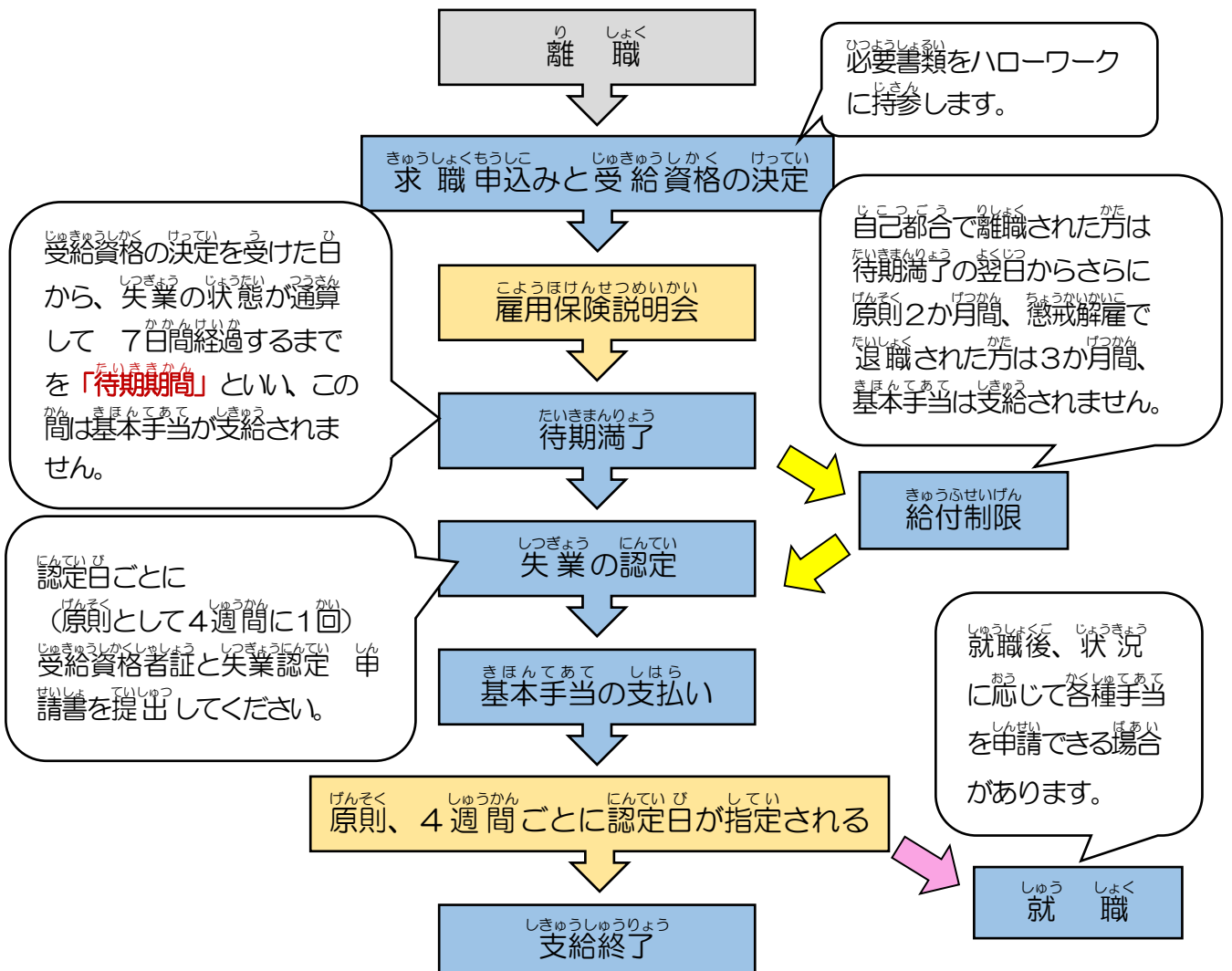
### 【給付日数】

◇定年、契約期間満了や自己都合退職の方の例

|       |       |             |       |
|-------|-------|-------------|-------|
|       | 10年未満 | 10年以上～20年未満 | 20年以上 |
| 65歳未満 | 90日   | 120日        | 150日  |

# つか どうすれば使える？

## 基本手当の受給手続きの流れ



**ここに気をつけよう!**

- 離職票を受け取ったら、早めにハローワークに行きましょう。
- 病気や出産などですぐに働けないときは、受給期間延長の申請をしましょう。
- 離職理由によっては、国民健康保険料が軽減される制度があります。
- 離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間があるが必要です。

くわ  
詳しくはこちらへ

住居所管轄のハローワークへ

# しごと や とき てつづ ひつよう 仕事を辞めた時、どんな手続きが必要？

## てつづ ひつよう どんな手続きが必要？

### ぜいきん 〈税金〉

- ・ 所得税は、退職した年の年末に退職した会社から源泉徴収票を受け取り、自分で確定申告を行うか、再就職先で年末調整の際に源泉徴収票を提出します。
- ・ 住民税は、前年の所得に対して課せられるので、退職して収入がなくても住民税は支払わなければなりません。

★倒産や解雇で退職された方、失業や疾病等で所得が著しく減少した方は、住民税の納付を延長・猶予・減免できる場合があります。



### こようほけん 〈雇用保険〉

- ・ 会社から退職票を受け取ったらハローワークに行き、失業給付の手続きをします。
- ・ 出産、介護、傷病等で退職して引き続き30日以上働けないときは、失業給付の受給期間の延長の手続きをします。

★雇用保険加入条件を満たしていたにもかかわらず、加入手続きがされていなかったときは、遡って加入できる場合があります。ハローワークに相談しましょう。



### ねんきん 〈年金〉

- ・ 60歳未満の人は、退職日の翌日から14日以内に役所に行き、国民年金の加入手続きをします。また、扶養している配偶者がいる場合は、併せて手続きを行います。
- ・ 年金を請求できる年齢に達している人で、まだ老齢年金の請求をしていないときは、年金事務所で請求手続きをします。

★収入の減少や失業等により保険料を納めることが困難な場合には、申請手続きをすることによって、保険料の納付が免除や猶予になる場合があります（保険料免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度）。



## 健康保険

- 国民健康保険に加入する人は、加入していた保険者の資格を喪失した証明書を  
持参し、役所で手続きをします。
  - 健康保険に継続して加入したい人は、離職日の翌日から20日以内  
に加入していた保険者（健康保険組合や協会けんぽ）に対して  
手続きをします。
  - 家族の健康保険の被扶養者となる場合は、家族が勤務する会社を  
通じて加入手続きを行います。
- ★災害、退職、廃業解雇(雇止め)等による所得の減少等で保険料を  
納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。



ここに気をつけよう!

## ★後で困ることがないように!★

- 手続き毎に期限があるので、それぞれの期限を確認しましょう。
  - 保険料や税金の支払いは、納付する期限があるので期限までに  
支払しましょう。(保険料に支払いには時効はありません。)
  - 国民健康保険の保険料を納めなかった場合、保険証が使えなくなり  
全額自己負担になったり、財産を差し押さえられることがあります。
  - 国民年金の保険料を納めなかった場合、将来的な年金（老齢基礎年金）を  
受給することができなかつたり、障害や死亡した時の年金（障害基礎年金、  
遺族基礎年金）が受けられなくなります。
- 支払いが困難な時こそ、放っておかず役所に相談してください。



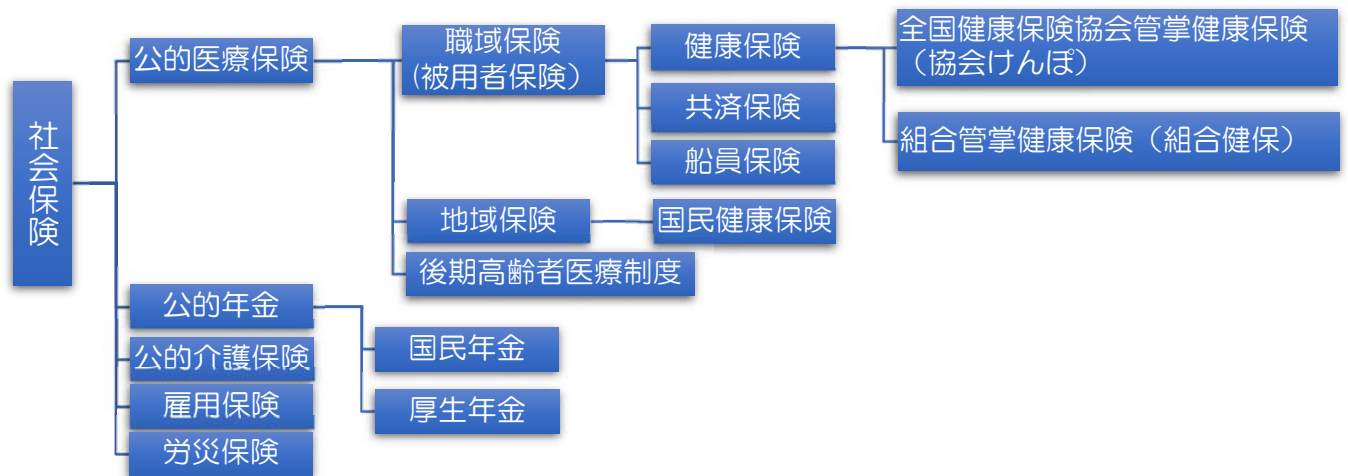
くわ  
詳しくはこちらへ

お住いの役所（税務課や収納課など）へ

# 社会保険とは

さまざまな(傷病・労働災害・退職や失業)に備え、あらかじめ人々がお金(保険料)を出し合い、リスクに直面した人に対して、お金やサービスを支給する仕組みのことです。「保険」には、公的社会保険(法律や制度に基づいた保険)と個人加入する保険(民間企業が提供する保険)があります。

現在、日本の社会保険には、「医療保険(病気・けがをしたときの保険)」、「年金保険(老齢・障害・死亡のときの保険)」、「雇用保険(雇用を支援する保険)」、「労災保険(仕事上の病気、けがのときの保険)」、「介護保険(加齢に伴い介護が必要になったときの保険)」があります。



## 主な社会保険

- 健康保険とは…病気やケガなどで医療が必要になる時に備えるための保険制度で、会社などで入る職域保険のひとつです。自営業の方など会社に勤めていない方は、国民健康保険に加入します。
- 公的年金とは…公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、20歳以上の全ての人加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、「2階建て」の構造になっています。
- 雇用保険とは…労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給する制度です。
- 労災保険とは…労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。



けんこうけんけんせいど  
健康保険制度

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>こうがくりょうようひせいど<br/>高額療養費制度</p>                       |  | <p>びょういんなど しはら どういつつき いりょうひ しょとく<br/>病院等で支払った同一月の医療費が、所得や<br/>ねんれい せってい じ こふたんげんどがく<br/>年齢によって設定されている自己負担限度額<br/>をこえた場合に、そのこえた額が支給されま<br/>す。</p>           |
|  | <p>げん どがくてきょうにんていしやう<br/>限度額適用認定証</p>  | <p>あらかじめ げん どがくてきょうにんていしやう う<br/>あらかじめ限度額適用認定証を受けること<br/>で、びょういんとう まどぐち しはら こうがくりょうようひ<br/>で、病院等の窓口での支払いが高額療養費の<br/>じ こふたんげんどがく<br/>自己負担限度額になります。</p>      |
|  | <p>こうがくりょうようひかしつけせいど<br/>高額療養費貸付制度</p> | <p>こうがくりょうようひ しきゅう あいだ むりし<br/>高額療養費が支給されるまでの間、無利子で<br/>か つ う<br/>貸し付けを受けることができます。</p>   |
| <p>こうがくかい こうがっさんりょうようひ<br/>高額介護合算療養費</p>               |  | <p>いりょうほけん かいごほけん ふたんがく がっさん いったい<br/>医療保険と介護保険の負担額の合算が一定の<br/>がく こ ばあい しきゅう<br/>額を超えた場合に支給されます。</p>   |
| <p>しやうびやうてあてきん<br/>傷病手当金</p>                           |  | <p>びやうき かいしや やす じゅうぶん ほうしゅう<br/>病気やケガのために会社を休み、十分な報酬<br/>がう ばあい しきゅう<br/>受けられない場合に支給されます。</p>  |
| <p>しゅっさんいくじいちじきん<br/>出産育児一時金</p>                       |  | <p>ひ ほけんしや ひ ふようしや にんしん げつ にち<br/>被保険者または被扶養者が妊娠4 か月(85日)<br/>いじやう しゅっさん そうざん しさんなど ぶく<br/>以上の出産(早産、死産等も含む)をしたとき<br/>に支給されます。</p>                          |
| <p>しゅっさんてあてきん<br/>出産手当金</p>                            |  | <p>しゅっさん ひ いぜん にち たたいにんしん にち しゅっさん<br/>出産の日以前42日(多胎妊娠98日)から出産<br/>のひ ご にち あいだ かいしや やす ほうしゅう<br/>の日後56日までの間に、会社を休んで報酬が<br/>で きかん しきゅう<br/>出ない期間に支給されます。</p> |
| <p>まいそうりやう ひ そうさいひ かそくまいそうりやう<br/>埋葬料(費)、葬祭費、家族埋葬料</p> |  | <p>ひ ほけんしや ひ ふようしや しぼう そうさい<br/>被保険者や被扶養者が死亡したときに、葬祭<br/>かか ひやう しきゅう<br/>に係る費用が支給されます。</p>   |

ねんきん恩けんせいど  
年金保険制度

|                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| <p>ろうれいねんきん<br/>老齢年金</p>  | <p>ろうれいきそねんきん<br/>老齢基礎年金</p>  | <p>こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのうふ<br/>国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付<br/>(めんじょ きかんとく ふく ばあい さい<br/>(免除の期間等も含める) した場合に、65歳か<br/>ら受け取ることができる年金です。</p>  |
|                           | <p>ろうれいこうせいねんきん<br/>老齢厚生年金</p>  | <p>こくみんねんきん こうせいねんきん ほけんりょう ねんいじょうのうふ<br/>国民年金や厚生年金の保険料を 10年以上納付<br/>(めんじょ きかんとく ふく こうせいねんきん ねん<br/>以上加入した場合は生年月日によって 60歳～<br/>64歳、1年未満は 65歳から受け取ることができ<br/>る年金です。<br/>【長期加入者の特例】厚生年金の期間が 44年<br/>以上あり、厚生年金被保険者でない場合、65歳前<br/>でも 65歳からの年金を受け取ることができます。<br/>【障害者の特例】障害厚生年金3級以上の状態<br/>(しょうがいねんきん じゅきゅう こうせいねんきんひ<br/>(障害年金を受給してなくても) で厚生年金被<br/>保険者でない場合、65歳前でも 65歳からの<br/>年金を受け取ることができます。</p>  |
| <p>しょうがいねんきん<br/>障害年金</p> | <p>しんしん しょうがい にちじょうせいかつ しごと ししょう ばあい しょうがい<br/>心身に障害があり日常生活や仕事に支障がある場合に、その障害の<br/>じょうたい しょうがい ねんきん しょうがい かんれん<br/>状態によって受け取ることができる年金です。その障害に関連する<br/>しょうじょう はじ びょういん じゅしん ひ かにゆう ほけん こくみんねんきん<br/>症状で初めて病院を受診した日に加入していた保険が国民年金は<br/>しょうがいきそねんきん こうせいねんきん しょうがいこうせいねんきん<br/>障害基礎年金、厚生年金は障害厚生年金となります。</p> | <p>しょうがいきそねんきん しょうがいとうきゅう きゅう しょうがい じょうたい<br/>障害基礎年金 障害等級が 1、2級の障害の状態にあるときに<br/>うけと ねんれいとうじょうけん<br/>受け取ることができます。子(年齢等条件あり)<br/>の加算があります。<br/>しょうがいこうせいねんきん しょうがいとうきゅう きゅう しょうがい じょうたい<br/>障害厚生年金 障害等級1級から 3級の障害の状態にあると<br/>きに支給されます。1、2級には配偶者(しよくなど<br/>しきゅう きゅう はいぐうしや しょとくなど<br/>条件あり)の加算があります。<br/>しょうがいてあてきん しょうせいねんきんかにゆうしや たいしよく しょうがいこうせいねんきん きゅう<br/>障害手当金 厚生年金加入者が対象で障害厚生年金の3級に<br/>がいとく しょうがい いったい しょうがい じょうたい とき<br/>該当しない障害で、一定の障害の状態の時に<br/>いちじきん う<br/>一時金を受け取ることができます。<br/>とくべつしょうがいききゅうふきん しょうわ ねん がついぜん へいせい ねん がついぜん がくせい<br/>特別障害給付金 昭和61年3月以前や平成3年3月以前の学生だ<br/>きかん こくみんねんきんにんいかにゆうたいしよく<br/>った期間に国民年金任意加入対象であって、</p> |

|                 |                        |  |
|-----------------|------------------------|--|
|                 |                        | にんいかにゆうきかん しょしんび しょうがいき そねんきん<br>任意加入期間に初診日があり、障害基礎年金が<br>せいきゅう かた ふくしてき そち しきゅう<br>請求できない方への福祉的措置として支給され<br>きゅうふきん<br>る給付金です。   |
| いそくねんきん<br>遺族年金 | いそくき そねんきん<br>遺族基礎年金   | こくみんねんきん ひほけんしゃまた ひほけんしゃ ものとう<br>国民年金の被保険者又は被保険者であった者等<br>しぼう もの せいけい いじ<br>が死亡したときに、その者に生計を維持されてい<br>たその遺族(子のある配偶者または子)に支給す<br>いそく こ はいぐうしゃ こ しきゅう<br>る年金です。                              |
|                 | しぼういちじきん<br>死亡一時金      | いってい こくみんねんきん ほけんりょう のうふ もの ろうれい<br>一定の国民年金保険料の納付をした者が、老齢や<br>しょうがいき そねんきん う しぼう ばあい もの<br>障害基礎年金を受けずに死亡した場合、その者<br>せいけい おな いってい いそく しきゅう<br>と生計を同じくしていた一定の遺族に支給する<br>いちじきん<br>一時金です。      |
|                 | かふねんきん<br>寡婦年金         | いってい こくみんねんきんほけんりょう のうふ おっと ろうれい<br>一定の国民年金保険料を納付した夫が、老齢や<br>しょうがいき そねんきん う しぼう ばあい おっと<br>障害基礎年金を受けずに死亡した場合に、夫に<br>せいけい いじ つま さい さい<br>生計を維持されていた妻が60歳～65歳になる<br>あいだ しきゅう<br>までの間に支給されます。 |
|                 | いそくこうせいねんきん<br>遺族厚生年金  | こうせいねんきん ひほけんしゃ ひほけんしゃ もの<br>厚生年金の被保険者または被保険者であった者<br>など しぼう もの せいけい いじ<br>等が死亡したときに、その者に生計を維持されて<br>いたその遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母(最<br>いそく はいぐうしゃ こ ふまご そふほ もっと<br>も先順位の遺族のみ))に支給する年金です。          |
|                 | ちゅうこうれいかふかさ<br>中高齢寡婦加算 | いそくこうせいねんきん じゅきゅうけん しゅとく とうじ さいいじょう<br>遺族厚生年金の受給権を取得した当時40歳以上<br>さいみまん つま いそくき そねんきん しきゅう<br>65歳未満の妻で遺族基礎年金が支給されない<br>ばあい いそくこうせいねんきん かさん しきゅう<br>場合に、遺族厚生年金に加算して支給されます。                   |

こようほけんせいど  
雇用保険制度

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>ぎゆうしょくしゃきゆうふ<br/>求職者給付</p>              | <p>きほんてあて<br/>基本手当</p>                                 | <p>いっばんひほけんしゃ りしょく きゆうしょくかつどう おこな<br/>一般被保険者が離職し求職活動を行う<br/>しつぎょうちゆう せいいかつ あんてい おく りしょくまえ<br/>失業中の生活を安定して送るために、離職前<br/>ちんぎん おう いったい がく いったい きかん ねんれい<br/>の賃金に応じた一定の額が一定の期間（年齢<br/>りしょくりゆうどう にち にち しきゅう<br/>や離職理由等によって 90日～360日）支給<br/>されます。</p>   |
|  | <p>ぎのうしゅうとくてあて<br/>技能習得手当</p>                          | <p>【受講手当】 じゆこうてあて こうきょうしょくぎょうくんれんなど う ひ<br/>【受講手当】 公共職業訓練等を受けた日で<br/>きほんてあて しきゅう たいしやう ひ<br/>基本手当の支給の対象となる日について、<br/>にちがく えん しょうげんがく えん しきゅう<br/>日額500円（上限額20,000円）が支給されま<br/>す。</p> <p>【通所手当】 つうしよてあて こうきょうしょくぎょうくんれんなど おこな しせつ<br/>【通所手当】 公共職業訓練等を行う施設へ<br/>つうしよ てあて こうつうしゆだん いったい<br/>の通所のための手当が交通手段によって一定<br/>はんいはい しきゅう<br/>の範囲内で支給されます。</p> |
|  | <p>きしゅくてあて<br/>寄宿手当</p>                                | <p>こうきょうしょくぎょうくんれんどう う もの せいけい<br/>公共職業訓練等を受けるため、その者に生計<br/>いじ どうきよ しんぞく べっきよ きしゅく<br/>を維持されている同居の親族と別居して寄宿す<br/>ばあい しきゅう<br/>る場合に支給されます。</p>   |
|  | <p>しょうびょうてあて<br/>傷病手当</p>                              | <p>きゆうしょく もうしこ あと にちいじょうけいぞく<br/>求職の申込みをした後に 15日以上継続して<br/>しつぱいとつ しよくぎょう つ ばあい きほん<br/>疾病等のために職業に就けない場合に、基本<br/>てあて か しよていきゆうふにつすう はんいはい しきゅう<br/>手当に代えて所定給付日数の範囲内で支給され<br/>ます。</p>   |
|  | <p>こうねんれい きゆうしょくしゃきゆうふ きん<br/>高年齢求職者給付金</p>            | <p>こうねんれい ひほけんしゃ さいいじょう しつぎょう ばあい<br/>高年齢被保険者（65歳以上）が失業した場合<br/>ひほけんしゃきかん おう いちじきん しきゅう<br/>に、被保険者期間に応じて、一時金として支給<br/>されます。</p>   |
|  | <p>とくれいいちじきん<br/>特例一時金</p>                             | <p>たんきこようとくれいひほけんしゃ しつぎょう いったいようけん<br/>短期雇用特例被保険者が失業し、一定要件を<br/>み いちじきん しきゅう<br/>満たしたときに一時金として支給されます。</p>   |
|  | <p>ひやといろうどうきゆうしょくしゃ<br/>日雇労働求職者<br/>きゆうふきん<br/>給付金</p> | <p>ひやといろうどうひほけんしゃ しつぎょう ひ<br/>日雇労働被保険者が失業している日につい<br/>いんしほけんりょう のうふまいすうなど おう いちじきん<br/>て、印紙保険料の納付枚数等に応じて一時金<br/>しきゅう<br/>が支給されます。</p>   |
| <p>しゅうしょくそくしん<br/>就職促進<br/>きゆうふ<br/>給付</p> | <p>しゅうぎょうそくしんてあて<br/>就業促進手当</p>                        | <p>【就業手当】 しゅうぎょうてあて<br/>【就業手当】<br/>いったい しよていきゆうふにつすう のこ たんじかんしゅうろうどう<br/>一定の所定給付日数を残して短時間就労等の<br/>さいしゅうしょくてあて しきゅう しょくぎょう つ<br/>再就職手当の支給とならない職業に就いた<br/>ばあい いったい ようけん もと しきゅう<br/>場合に、一定の要件に基づき支給されます。</p>  |

|                                   |  |  |
|-----------------------------------|--|--|
|                                   |  | <p>【再就職手当】<br/> <small>さいしゅうしょくてあて</small><br/>     所定給付日数の3分の1以上を残して、安定した職業（1年を超えて雇用継続または、公共職業安定所長が認めた事業）に就いた場合に、基本手当の残日数に応じて算出される額が支給されます。</p>   |
|                                   |  | <p>【就業促進定着手当】<br/> <small>しゅうぎょうそくしんていちゃくてあて</small><br/>     再就職手当を受けた者が、6か月以上雇用され、再就職後の賃金が離職前の賃金よりも低い場合に、低下した賃金の6か月分が一時金として支給されます。（基本手当の支給残日数に応じて上限あり）</p>   |
|                                   |  | <p>【常用就職支度手当】<br/> <small>じょうようしゅうしょくしたくてあて</small><br/>     就職困難な方（障害者等）が安定した職業（1年以上）に就いた場合、一定の要件に基づき一時金として支給されます。</p>  |
| <p>いてんひ<br/>移転費</p>               |  | <p>公共職業安定所等の紹介で就職、または公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、住所・居所を変更する必要があると認められた場合に、鉄道賃、車賃などが支給されます。</p>  |
| <p>きゅうしょくかつどうしえんひ<br/>求職活動支援費</p> |  | <p>【広域求職活動費】<br/> <small>こういききゅうしょくかつどうひ</small><br/>     公共職業安定所の紹介により遠隔地にある事業所で面接等をした場合に、交通費及び宿泊料が支給されます。</p> <p>【短期訓練受講費】<br/> <small>たんきくんれんじゅこうひ</small><br/>     公共職業安定所の職業指導により再就職のため必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合、訓練受講の費用の一部が支給されます。</p> |

|                         |                                 |   |
|-------------------------|---------------------------------|---|
|                         |                                 | <p>【求職活動関係役務利用費】</p> <p>求人者との面接や教育訓練等のため、子の保育等サービスを利用した場合、その費用の一部が支給されます。</p>                               |
| きょういくくんれん<br>教育訓練<br>給付 | きょういくくんれんきゅうふきん<br>教育訓練給付金      | <p>厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し修了した場合に、受講費用等の一部が支給されます。</p>  |
|                         | きょういくくんれんしえんきゅうふきん<br>教育訓練支援給付金 | <p>※令和4年3月31日までの暫定措置</p> <p>初めて専門実践教育訓練を受講する方で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たした場合に、失業の認定を受けて訓練を受けている日に対して支給されます。</p> |
| こようけいぞく<br>雇用継続<br>給付   | こうねんれいこようけいぞくきゅうふきん<br>高齢雇用継続給付 | <p>【高齢雇用継続基本給付金】</p> <p>雇用が継続していて60歳以後に賃金が低下（75%未満）した場合に、賃金の低下割合に応じて支給されます。</p>                             |
|                         |                                 | <p>【高齢再就職給付金】</p> <p>離職し、60歳に達した日以後に再就職して被保険者となったが、離職時と比較して賃金が低下した場合に支給されます。</p>                            |
|                         | かいごきゅうぎょうきゅうふきん<br>介護休業給付       | <p>【介護休業給付金】</p> <p>被保険者（一部除外あり）が対象家族（配偶者、父母、子、孫等）を介護するために休業した場合に支給されます。</p>                                |
| いくじきゅうぎょう<br>育児休業<br>給付 | いくじきゅうぎょうきゅうふきん<br>育児休業給付金      | <p>被保険者（一部除外あり）が1歳（場合によっては2歳）未満の子を養育するために休業した場合に支給されます。</p>   |

# ろうさいほけんせいど 労災保険制度

|   |  |
|---|--|
| <p>ろうどうしゃ しごと つうきん ふうしょう しっぺい しょうがい しぼう たい きゅうふ おこな<br/>労働者の仕事または通勤による負傷、疾病、障害、死亡に対する給付を行います。</p> |  |
| <p>りょうよう ほしょう とうきゅうふ<br/>療養（補償）等給付</p>  | <p>していびょういんどう むりょう ちりょう う<br/>指定病院等においては無料で治療を受けることができ、指定病院以外では一度治療費を自己負担で支払った後に請求することでその費用が支給されます。</p>                                      |
| <p>きゅうぎょう ほしょう とうきゅうふ<br/>休業（補償）等給付</p>   | <p>ぎょうむさいがいとう りょうよう きゅうぎょう ちんぎん う<br/>業務災害等によって療養のため休業し賃金が受けられないときに、休業4日目から支給されます。</p>   |
| <p>しょうびょう ほしょう とうねんきん<br/>傷病（補償）等年金</p>   | <p>ぎょうむさいがいとう しょうびょう りょうようかいしご ねん げつけいか<br/>業務災害等による傷病が療養開始後1年6 か月経過した日または同日後において、傷病が治っておらず傷病等級第1級から第3級に該当するときに支給されます。</p>                   |
| <p>かいご ほしょう とうねんきん<br/>介護（補償）等年金</p>  | <p>しょうがい ほしょう とうねんきん しょうびょう ほしょう とうねんきんじゅきゅうしゃ<br/>障害（補償）等年金または傷病（補償）等年金受給者で第1、2級障害等のため、常時または随時介護を受けているときに、その介護費用として支出した額等（上限あり）が支給されます。</p> |
| <p>しょうがい ほしょう とうきゅうふ<br/>障害（補償）等給付</p>  | <p>ぎょうむさいがいとう しょうびょう ちゆ しょうじょうこてい あと<br/>業務災害等による傷病が治癒（症状固定）した後に、一定の障害が残った場合に障害等級に応じて年金または一時金として支給されます。</p>                                  |
| <p>いそく ほしょう とうきゅうふ<br/>遺族（補償）等給付</p>  | <p>ぎょうむさいがいとう ろうどうしゃ しぼう ばあい いったい<br/>業務災害等により労働者が死亡した場合に、一定の遺族には年金として、年金として受ける遺族がいない場合等は一定の遺族に一時金として支給されます。</p>                             |
| <p>そうさいりょうとう そうさいきゅうふ<br/>葬祭料等（葬祭給付）</p>  | <p>ぎょうむさいがいとう しぼう ばあい そうさい おこな もの たい<br/>業務災害等により死亡した場合に、葬祭を行う者に対し、支給されます。</p>   |

# その他の制度

## 【求職者支援制度】

|  |  |
|--|--|
| <p>求職者支援制度とは、雇用保険を受給できない求職者の方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。</p> |  |
| <p>職業訓練受講給付金</p>   | <p>ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練または公共職業訓練を受講する特定求職者（雇用保険に加入できなかった方や自営業を廃業した方など）が、一定の要件（本人の収入が月8万円以下など）を満たす場合に「職業訓練受講手当」、「通所手当」、「寄宿手当」が受給できます。</p> |
| <p>求職者支援資金融資</p>   | <p>職業訓練受講給付金を受給しても、その給付金だけでは訓練受講中の生活費が不足する場合に融資を受けることができます。</p>  |

## 【最低賃金法】

|   |   |
|---|---|
| <p>国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。</p> |   |
| <p>地域別最低賃金</p>  | <p>産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場ではたらくすべての労働者に対して適用される最低賃金<br/>                 ※静岡県の最低賃金：913円（令和3年10月2日～）</p> |
| <p>特定（産業別）最低賃金</p>  | <p>特定の産業について設定されている最低賃金<br/>                 ※特定最低賃金：産業によって、915円～970円（令和3年12月20日～）</p>                |

## 【賃金支払確保法】

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>未払賃金の立替払事業</p> | <p>会社の倒産に伴い賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立て替え払いする制度です。</p> |
|-------------------|--|



かいごほけんほう  
【介護保険法】

|   |  |
|---|--|
| <p>だいごうひほけんしゃ<br/>第1号被保険者<br/>(65歳以上の者)</p>                 | <p>ようかいごじょうたいとうげんいんと<br/>要介護状態等になった原因を問わず、要介護認定ま<br/>たは要支援認定を受けると介護保険サービスを受け<br/>ることができます。</p>   |
| <p>だいごうひほけんしゃ<br/>第2号被保険者<br/>(40歳以上65歳未満の<br/>医療保険加入者)</p> | <p>ようかいごじょうたいとうげんいんとくていしつぺい<br/>要介護状態等になった原因が特定疾病であるときに<br/>かぎ<br/>限り、要介護認定または要支援認定を受けると介護<br/>ほけん<br/>保険サービスを受けることができます。<br/>【特定疾病】<br/>がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと<br/>はんだん<br/>判断したものに限る)・関節リウマチ・<br/>きんいしゆくせいそくさくこうかしょうこうじゅうじんたいこっかしょうこっせつともな<br/>筋萎縮性側索硬化症・後縦靭帯骨化症・骨折を伴う<br/>こつそしょうしょうしょうろくきにんちしょうびょう<br/>骨粗鬆症・初老期における認知症・パーキンソン病<br/>かんれんしつかんしんこうせいかくじょうせいまひだいのうひしつきていかくへんせいしょう<br/>関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症<br/>およびパーキンソン病)・脊髄小脳変性症・脊柱管<br/>およびょうせいのうへんせいしょうせきちゅうかん<br/>狭窄症・早老症・多系統萎縮症・糖尿病性神経障害・<br/>とうりょうびょうせいじんしょうおよとうりょうびょうせいもうまくしょうのうけっかんしつかん<br/>糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・脳血管疾患・<br/>へいそくせいどうみゃくこうかしょうまんせいへいそくせいはいしつかんりょうがわひざかんせつ<br/>閉塞性動脈硬化症・慢性閉塞性肺疾患・両側の膝関節<br/>または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p> |
| <p>かいごきゅうふ<br/>介護給付</p>                                     | <p>ようかいごにんていもの<br/>要介護認定を受けた者で、かつ要介護度(介護が必要<br/>な度合い)により、様々な介護サービスが受けられま<br/>す。<br/>【主なサービス】<br/>ほうもんじたく<br/>訪問サービス(自宅でサービスを受ける)通所サービ<br/>ス(日中に施設でサービスを受ける)、施設サービ<br/>ス(施設で生活しながらサービスを受ける)など</p>   |
| <p>よほうきゅうふ<br/>予防給付</p>                                     | <p>ようしえんにんていもの<br/>要支援認定を受けた者で、かつ要支援(支援が必要<br/>な度合い)により、様々な介護サービスが受けられま<br/>す。<br/>おも<br/>主なサービス：訪問サービス、通所サービスなど</p>   |

【引用文献、参考文献】

ぜんこくけんこうほけんきょうかい びょうき かいしゃ やす  
全国健康保険協会ホームページ「病気やケガで会社を休んだとき」

こうせいろうどうしょう こうようほけんせいど ろうどうきじゆんじょうほう ろうさいほしょう  
厚生労働省ホームページ「雇用保険制度」「労働基準情報：労災補償」

ハローワークインターネットサービス「雇用保険の具体的な手続き」

へいせい ねんどぼん こうせいろうどうはくしょ こうせいろうどうしょう  
「平成24年度版 厚生労働白書」厚生労働省

りしょく こうせいろうどうしょう  
「離職されたみなさまへ」厚生労働省 ハローワーク

しょうびょうてあてきん こうせいろうどうしょうほけんきょく れいわ ねん がつ  
「傷病手当金について」厚生労働省保険局（令和2年3月）

ろうさいほけんきゅうふ がいよう こうせいろうどうしょう とどうふけんろうどうきょく ろうどうきじゆんかんとくしょ  
「労災保険給付の概要」厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

しょうがいねんきん れいわ ねんどぼん にほんねんきんきこう  
「障害年金ガイド（令和3年度版）」日本年金機構

すかい かいしゃ てつづき しんせいしゅっぱんしゃ ねん がつ  
「図解わかる 会社をやめるときの手続きのすべて」新星出版社（2021年05月）

せいかつ こま とき そうだんまどぐち  
**生活にお困りの時の相談窓口**  
 すま せいかつしえん そうだん  
**(お住いの生活支援・相談センターへ)**

| 名所                                   | 住所   | 電話番号         |
|--------------------------------------|--|--------------|
| ひがしいすちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>東伊豆町社会福祉協議会 | かもぐんひがしいすちようしらた<br>賀茂郡東伊豆町白田306<br>ひがしいすちようほけんふくし<br>東伊豆町保健福祉センター内   | 0557-22-1294 |
| かわづちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>河津町社会福祉協議会    | かもぐんかわづちようたなか<br>賀茂郡河津町田中212-2<br>ほけんふくし<br>保健福祉センター内                | 0558-34-1286 |
| みなみいすちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>南伊豆町社会福祉協議会 | かもぐんみなみいすちようかのう<br>賀茂郡南伊豆町加納790<br>みなみいすちようけんこうふくし<br>南伊豆町健康福祉センター内  | 0558-62-3156 |
| まつざきちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>松崎町社会福祉協議会   | かもぐんまつざきちようみやうち<br>賀茂郡松崎町宮内272-2<br>まつざきちようそうごうふくし<br>松崎町総合福祉センター内   | 0558-42-2719 |
| にししいすちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>西伊豆町社会福祉協議会 | かもぐんにしいすちよううくす<br>賀茂郡西伊豆町宇久須258-4                                    | 0558-55-1313 |
| かななみちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>函南町社会福祉協議会   | たがたぐんかななみちようひらい<br>田方郡函南町平井717-28                                    | 055-978-9288 |
| しみすちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>清水町社会福祉協議会    | すんとうぐんしみすちようどうにわ<br>駿東郡清水町堂庭221-1<br>しみすまちふくし<br>清水町福祉センター内          | 055-981-1665 |
| ながいすみちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>長泉町社会福祉協議会  | すんとうぐんながいすみちようしもとがり<br>駿東郡長泉町下土狩967-2                                | 055-988-3920 |
| おやまちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>小山町社会福祉協議会    | すんとうぐんおやまちようおやま<br>駿東郡小山町小山75-7<br>おやまちようけんこうふくしかいかんない<br>小山町健康福祉会館内 | 0550-76-9906 |
| よしだちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>吉田町社会福祉協議会    | 榛原郡吉田町片岡 795-1<br>よしだちようけんこうふくし<br>吉田町健康福祉センター内                      | 0548-34-1800 |
| かわねほんちようしゃかいふくしきょうぎかい<br>川根本町社会福祉協議会 | はいばらぐんかわねほんちようかみきし<br>榛原郡川根本町上岸90<br>かわねほんちようふくし<br>川根本町福祉センター内      | 0547-59-2315 |
| もりまちしゃかいふくしきょうぎかい<br>森町社会福祉協議会       | しゅうちぐんもりまちもり<br>周智郡森町森50-1<br>もりまちほけんふくし<br>森町保健福祉センター内              | 0538-85-5769 |

※各町の生活支援・相談センターは、生活困窮者自立支援法に基づき、静岡県から委託を受け、静岡県における郡部（12町）の自立相談支援機関として活動しています。

しゃかいけんせいどあんない しずおかけん  
社会保険制度のご案内【静岡版】 2022年3月

へんしゅう はつこう しゃかいふくしろうじんしずおかけんしゃかいふくしきょうぎかい  
編集・発行 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

420-0856 しずおかしあおいくすんぎやう  
静岡市葵区駿府町1-70

でんわばんごう  
電話番号:054-254-5237 FAX:054-251-7508

かんしゅう しゃかいけんろうむし あきやま たかこ  
監修 社会保険労務士 秋山 隆子

